

氏名 (法人にあっては名称)	一般社団法人グリーンコープでんき
住所	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号

自 社 等 発 電 所 (*1) の 有 無	有		
電 気 事 業 の 概 要	発電事業及び電力小売事業を行っている。 発電事業は、現在、１７カ所の発電所を運営している。定格出力は、４，３８９kWとなる。 自社発電所の電力は、現在、電力会社へ売電し、電力小売事業の電力としては使用できていない。 電力小売事業は、九州地方、中国地方、関西地方（兵庫と大阪、滋賀のみ）へ展開している。 電力の供給先は、一般社団法人の社員となっている１７団体のみを対象にしている。 ２０２２年度の電力小売事業の利用総件数は、５，０５６件、この内、広島市での利用は、９６件となっている。		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の抑制等に関する 推 進 体 制	特別な推進体制はとっていない。 今後も原子力発電所に由来しない電力、再生可能エネルギー、二酸化炭素排出係数０の電力供給をすすめていく。		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の量の抑制に関する 措 置 及 び 目 標	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績（２０２３年度）	０．０００（kg-CO ₂ /kWh）	０．４０２（kg-CO ₂ /kWh）
	当年度目標（２０２４年度）	０．０００（kg-CO ₂ /kWh）	０．４０２（kg-CO ₂ /kWh）
	短期目標（２０２６年度）	０．０００（kg-CO ₂ /kWh）	０．３６２（kg-CO ₂ /kWh）
	長期目標（２０３４年度）	０．０００（kg-CO ₂ /kWh）	０．３２６（kg-CO ₂ /kWh）
	（目標に係る措置の考え方） 現在、調整後排出係数は０にはなっていない。２０２４年度以降、段階的に引き下げを目指したい。		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。

*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。

*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したものから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2023 年度)	397 (千kWh)	100.00 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	397 (千kWh)	100.00 (%)
	短期目標 (2026 年度)	437 (千kWh)	100.00 (%)
	長期目標 (2034 年度)	481 (千kWh)	100.00 (%)
	(目標に係る措置の内容) 電力の仕入条件の改善をすすめてきた。2024年度は現在の水準を維持する。その後、2年程度は10%増を目指したい。		
	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績 (2023 年度)	3,663 (千kWh)	0.00 (%)
電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	当年度目標 (2024 年度)	3,663 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2026 年度)	4,029 (千kWh)	0.00 (%)
	長期目標 (2034 年度)	4,396 (千kWh)	0.00 (%)
	(目標に係る措置の内容) 継続して、非化石証書を購入しているが、事業所へ供給しているプランとして予定している。広島市内への電力供給分としては確保していないため、確保量は0%となっている。非化石証書は、今後も10%程度の伸びで確保することを予定するが、当面、広島市内への電力供給分は予定していない。		
	未検討		
	未検討		
	効率的な電力消費の呼びかけ等の情宣。		
	再生可能エネルギーの推進と電力の供給。PPA事業による新たな電力の供給。		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。